



埼玉県報

第 3039 号
平成 30 年(2018 年)
9 月 21 日
金曜日

目次

告示

- 第 2 次業務支援基盤ソフトウェア賃貸借に関する契約の相手方等の公示(情報システム課)
- 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効に係る公告(共助社会づくり課)
- 埼玉県 A I 救急相談自動応答システム開発業務委託に関する落札者等の公示(医療整備課)
- 救急病院等の申出(医療整備課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 保安林の指定の解除(森づくり課)
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除(河川砂防課)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)

雑報

- 知久公子(本名 齋藤公子)公安委員会委員長の名前の件(警察・総務課)

告 示

埼玉県告示第千九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
第2次業務支援基盤ソフトウェア賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム課ネットワーク・セキュリティ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年7月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通リース株式会社 関東支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番地20
- 5 契約金額
108,993,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第千十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が失効したので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項の規定により公示する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人福祉倶楽部ちやのみ

二 代表者の氏名

東 嶌 満

三 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市柏原二千二百三十番地の一

四 失効日

平成三十年九月十五日

告 示

埼玉県告示第千十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県A I 救急相談自動応答システム開発業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県保健医療部医療整備課地域医療対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年8月2日

4 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

5 落札金額

17,820,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年6月1日

告示

埼玉県告示第千十二号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成三十年九月五日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
川口市立医療センター	埼玉県川口市大字西新井宿百八十番地	平成三十三年九月四日
医療法人社団桐和会川口さくら病院	埼玉県川口市大字神戸二百五十八番地一	同右
医療法人財団明理会イムス富士見総合病院	埼玉県富士見市大字鶴馬千九百六十七番地一	同右
医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院	埼玉県入間郡三芳町藤久保九百七十四番三号	同右
医療法人眞幸会草加松原整形外科医院	埼玉県草加市松江二丁目三番地五十	同右
さいたま市民医療センター	埼玉県さいたま市西区島根二百九十九番地一	同右
医療法人社団松弘会三愛病院	埼玉県さいたま市桜区田島四丁目三十五番十七号	同右
医療法人社団医鳳会さいたま岩槻病院	埼玉県さいたま市岩槻区大字慈恩寺七十五番	同右
医療法人刀圭会本川越病院	埼玉県川越市中原町一丁目十二番地の一	同右
帯津三敬病院	埼玉県川越市大字大中居五百四十五番地	同右
社会医療法人至仁会圏央所沢病院	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘四丁目二千六百九十二番地一	同右

<p>埼玉西協同病院</p> <p>蓮田病院</p> <p>埼玉よりい病院</p> <p>秩父第一病院</p>	<p>埼玉県所沢市大字中富元下安松分字北新田千八百六十五番地一</p> <p>埼玉県蓮田市大字根金千六百六十二番地一</p> <p>埼玉県大里郡寄居町大字用土三百九十五番地</p> <p>埼玉県秩父市中村町二丁目八番十四号</p>	<p>平成三十三年九月四日</p> <p>同右</p> <p>同右</p> <p>同右</p>
---------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------

告 示

埼玉県告示第千十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウニクス南古谷

埼玉県川越市泉町三番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計十四者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計十七者

ハ 変更年月日

平成三十年七月二日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月七日

二 縦覧期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウニクス南古谷

埼玉県川越市泉町三番一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一七〇五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一二六〇台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五二九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五六五台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一二〇七平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一三四三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 二八三立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 三二二立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）一期棟及び二期棟 午前七時から翌午前零時

（変更後）一期棟及び二期棟 午前七時から翌午前零時

三期棟 午前七時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）一期棟及び二期棟 午前六時三十分から翌午前零時三十分

（変更後）一期棟及び二期棟 午前六時三十分から翌午前零時三十分

三期棟 午前六時三十分から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 六か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 七か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設一、二、三 午前六時から午後十時

荷さばき施設四 午前四時から午前六時

荷さばき施設五、六 午前九時から午後八時

(変更後) 荷さばき施設一、二、三、七、八 午前六時から午後十時

荷さばき施設四 午前四時から午前六時

荷さばき施設五、六 午前九時から午後八時

ハ 変更年月日

平成三十年九月八日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月七日

二 縦覧期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R 川越駅ビル

埼玉県川越市脇田本町一番地八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 富田哲郎

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

株式会社ルミネ 代表取締役 新井良亮

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

（変更後） 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 深澤祐二

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

株式会社ルミネ 代表取締役 森本雄司

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

ハ 変更年月日

平成三十年四月一日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月七日

二 縦覧期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新座店

埼玉県新座市中野二丁目二番三十一号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一八三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四五台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成三十一年五月十二日

ニ 届出年月日

平成三十年九月十一日

二 縦覧期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー川越今福店

埼玉県川越市今福千四百四十六―二外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

三共木工株式会社 代表取締役 森田繁子

埼玉県川越市大字今福二千七百七十六番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年五月十二日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千八百十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一一三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午前八時四十分

ト 届出年月日

平成三十年九月十一日

二 縦覧期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS上里

埼玉県児玉郡上里町大字七本木二千二百七十二―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計十九者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計十八者

ハ 変更年月日

平成三十年四月一日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月七日

二 縦覧期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ熊谷店

埼玉県熊谷市大字石原四百八十四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） コジマNEW熊谷店

埼玉県熊谷市大字石原四百八十四

（変更後） コジマ×ビックカメラ熊谷店

埼玉県熊谷市大字石原四百八十四

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後） 株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後） 株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 変更年月日

平成二十六年五月三日外

ニ 届出年月日

平成三十年八月三十日

二 縦覧期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ上尾春日店

埼玉県上尾市春日二丁目五―三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） コジマNEW上尾春日店

埼玉県上尾市春日二丁目五―三

（変更後） コジマ×ビックカメラ上尾春日店

埼玉県上尾市春日二丁目五―三

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後） 株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後） 株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 変更年月日

平成二十五年十一月二十三日外

ニ 届出年月日

平成三十年八月三十日

二 縦覧期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW北本店

埼玉県北本市北中丸一丁目六番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 変更年月日

平成二十五年九月一日

ニ 届出年月日

平成三十年八月三十日

二 縦覧期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ春日部店

埼玉県春日部市梅田二丁目九番二十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） コジマNEW春日部店

埼玉県春日部市梅田二丁目九番二十号

（変更後） コジマ×ビックカメラ春日部店

埼玉県春日部市梅田二丁目九番二十号

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後） 株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後） 株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 変更年月日

平成二十六年二月八日外

ニ 届出年月日

平成三十年八月三十日

二 縦覧期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW久喜店

埼玉県久喜市久喜中央四丁目千三百三十六番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 変更年月日

平成二十五年九月一日

ニ 届出年月日

平成三十年八月三十日

二 縦覧期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）久喜菖蒲商業施設

埼玉県久喜都市計画事業菖蒲町菖蒲土地区画整理事業一街区一画地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

店舗建設により、市道菖蒲六六号線と市道菖蒲一二五七号線の交差部分の見通しが悪くなり、事故が発生する可能性がある。

このため、道路反射鏡の設置や道路舗装面に注意喚起（交差点注意）を行うことが望ましい。

市道菖蒲一二六二号線の北西側の九十度のカーブの部分についても、店舗建設により、見通しが悪くなることから、道路舗装面に注意喚起（速度を落とせなど）を行うことが望ましい。

二 縦覧期間

平成三十年九月二十一日から平成三十年十月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告示

埼玉県告示第千二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イール妻沼

埼玉県熊谷市弥藤吾千百二十番地一号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八五一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五四六台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一九九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一九九台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 六五〇平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 七五四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 一一五立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 七二立方メートル

ハ 変更年月日

平成三十一年五月十三日

ニ 届出年月日

平成三十年九月十二日

二 縦覧期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間市大字寺竹字東桂一二〇四の二・一二〇四の四・一二〇四の六（以上三筆について次の図の示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び入間市役所に備えおいて縦覧に供する。）

告示

埼玉県告示第千二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成二十九年埼玉県告示第四百五十二号）のうち、次の区域の指定を解除する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新右エ門新田13	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
新右エ門新田13	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所及びさいたま市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所及びさいたま市役所に備え置いて縦覧に供する。

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成三十年八月十五日

指令川建セ第三〇〇〇七〇号

二 検査済証番号

平成三十年九月十三日

川建セ第三〇〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字成瀬字坂下三百二十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町越生東四丁目六番地十六 C A S A イースト一〇三

池田 大祐

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年九月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第一〇五号		
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条 第一項第四号		
指定の年月日	平成三十年九月二十一日		
指定に係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字藤久保 二十五番一の一部、 六十四番一の一部、 埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字沼北 百七十六番一の一部	埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字藤久保 二十五番一、 二十五番三の各一部	埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字藤久保 二十五番一の一部及び 二十五番一の先 埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字伊勢原 六十四番一、 六十四番二、
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	七百八十二・三		
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	十二・〇〇		
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	二百十・七		
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	十二・〇〇		
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	七百十・二		
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	十二・〇〇		

	指定番号	
	指定に係る道路の種類	
	指定の年月日	
<p>埼玉県鶴ヶ島市大字太田ケ谷字藤久保 二十五番一、 二十五番三の各一部及び 二十五番一、 二十五番三の各先</p>	<p>埼玉県鶴ヶ島市大字太田ケ谷字柳戸 七十九番一、 七十九番三の各一部及び 七十九番一、 七十九番三の各先</p>	<p>指定に係る道路の位置</p>
<p>二百五十九・五</p>		<p>指定に係る道路の延長 (単位メートル)</p>
<p>一〇・五〇</p>		<p>指定に係る道路の幅員 (単位メートル)</p>

	指定番号
	指定に係る道路の種類
	指定の年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字藤久保 二十五番三、 二十五番四の各一部及び 二十五番四の各先	指定に係る道路の位置
三百八十三・一	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
一〇・二五	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十年八月二十四日

指令越建セ第三〇〇〇七一号

二 検査済証番号

平成三十年九月十四日

越建セ第二五七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町道佛三丁目百四十一番、百四十二番、百四十三番、百四十四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行

雑 報

知久公子（本名 齋藤公子）公安委員会委員長の名前の件

平成三十年九月二十日付けで埼玉県公安委員会委員長に就任した知久公子（本名 齋藤公子）委員長の名前については、許可等対外的な法令上の行為については、齋藤公子名を使用し、それ以外は、知久公子名を使用することとする。

平成三十年九月二十一日

埼玉県公安委員会委員長 齋藤公子